

電気料金に関する特別措置について

熊本地震により、住居などに被害を受けた人へ

1. 電気料金の支払期日の延長 支払期日を1か月延長します

【対象】 3月分(支払期日が4/14以降のもの)、4月分、5月分、6月分

2. 電気料金の免除

【対象】 被災してから全く電気を使わなかった月の電気料金(6か月先まで)

3. 電気設備工事費の免除

【対象】 家を再建するための電気設備工事代金(10月末まで)

4. 基本料金の免除

【対象】 災害により復旧まで電気設備が一時使用不能となった場合

(10月末まで)

5. その他 臨時に電気を使用するときの臨時工事費、引き込み線や計量器など

の取り付け位置の変更をする場合の料金なども免除される場合があります

【 問い合わせ先 】 九州電力

●熊本西営業所 熊本市西区上熊本2-12-10 TEL 0120-986-603

●熊本東営業所 熊本市中央区上水前寺1-6-36 TEL 0120-986-604